不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>受益者への工事費用負担命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>道路法第６１条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>インフラ整備部道路管理課管理係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>【基準】
未設定
先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれないことから、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難であるため。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td>【根拠条文】
(受益者負担金)
第六十一条　道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。
２　前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>